

## 第42号議案

### 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり丹波少年自然の家事務組合理約を変更することについて関係市町と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年2月17日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、丹波少年自然の家事務組合に置く教育委員会の教育長の任命に係る規定を加えるため、丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更することについて協議を行うもの。

## 丹波少年自然の家事務組合規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合規約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第4条中「イゲ32番の2」を「イケ2032番2」に改める。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。

第13条の見出し中「委員の解職請求に関する事務等」を「教育長及び委員の資格決定に関する事務」に改め、同条中「第16条」を「第14条第2項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 改正後の規約（以下「新規約」という。）第12条第2項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

## 参 照 1

### 丹波少年自然の家事務組合規約の一部変更規約要綱

#### 1 変更の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、丹波少年自然の家事務組合に置く教育委員会の教育長の任命に係る規定を加えるため、この規約を制定しようとするもの。

#### 2 変更の内容

- (1) 組合の事務所の位置を「丹波市青垣町西芦田字イゲ32番の2」から「丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2」に変更する。(第4条関係)
- (2) 組合の教育委員会の教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命することとする。(第12条関係)
- (3) 教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。(第13条関係)
- (4) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

- (1) 平年27年4月1日
- (2) 改正後の規約の施行の際、現に在職する教育長は、2(2)にかかわらず、関係市町の教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(第2項省略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋（平成27年4月1日施行）

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項から第5項まで省略)